

戸籍用紙「族称欄」族称文字の削除

井戸田 博 史

- 一 はじめに
- 二 戸籍用紙の族称記載
- 三 戸籍用紙「族称」文字の削除
- 四 「族称」文字削除の意義と世論
- 五 結びにかえて

一 はじめに

(1) 明治二年（一八六九）に、公卿と諸侯は華族と称することになり、家臣は士族か卒を称することとなった⁽²⁾（明治五年になり、卒のうち、世襲の者は士族に、新規一代限りの者は平民籍にそれぞれ編入された⁽³⁾）。この華士族を除く一般国民を平民と称した。この華族・士族・平民が族称といわれるもので、族籍とか身分とも称した⁽⁴⁾。ただし、華族と士族を族称とするという法令はあったが、平民が族称であるという明確な法令はなかった⁽⁵⁾ので、平民が果たして族称であるのかまたは単なる呼称であるのかが、後になって争われた。

(2) 華族は華族としての特権を昭和二二年（一九四七）まで持っていた⁽⁶⁾が、士族の特権は時の推移とともになくなり、昭和に入ると士族の

族称は有名無実となった⁽⁷⁾。士族の族称には身分的あるいは経済的な特権を伴うものではなくなり、士族も平民も国民としては均一化された。士族とか平民とかの族称を明示することに、格別の意義はなくなったが、法的には華族・士族・平民はいずれも族称と位置づけられ、明治四年戸籍法以来、明治三一年戸籍法の「族称欄」においても華族・士族・平民のそれぞれを記載することになっていた。

明治四一年（一九〇八）と同四二年（一九〇九）に貴族院で、この族称記載は「無用ノ労費」であり、「事務ノ簡捷」のため、「平民ノ称ヲ記載セシムルノ制ヲ廃シ」「族称ノ記載ヲ要スルモノハ華族士族ニ限」という「平民ノ称記ニ関スル建議案⁽⁸⁾」と「族称ノ記載ニ関スル法律⁽⁹⁾」が審議された。また明治四二年（一九〇九）の衆議院に、「士族平民ノ称ハ何等ノ効モナイモノデアル、有害無益デアル、故ニ士族平民ノ称ヲ全廃スルガ宜イ」とする「士族及平民ノ称号ニ関スル請願⁽¹⁰⁾」が提出された。貴族院の建議案と法律案はいずれも激論の末否決されたが、衆議院の請願は採択された。

(3) 大正三年（一九一四）に、明治三一年戸籍法は廃止され、新たに法律第二六号として戸籍法が制定された（以下「大正三年戸籍法」とい

う)。前述の明治四二年、四三年の族称をめぐる論争のこともあり、大正三年戸籍法では、族称欄に華族・土族は記載するが、平民は記載する必要がなくなった(第一八条第三号、第四号)。このことは、平民という族籍・族称がなくなったことを意味するのではなく、「華土族ナル旨ノ記載ナキトキハ総テ平民ナルヲ以テ其記載ヲ省略シタルニ過キサルモノトス」と解釈されたのである(大正三年戸籍法と族称問題については、稿を改めて論ずる予定である)。

大正一二年(一九三三)になると、衆議院に「因襲打破ニ関スル建議案」が提出された。未解放部落問題とあわせて、「土族平民ノ族籍上ノ差別ヲ廃」することが建議された。「土族を廃し、華族を屠り、延いては皇族の尊厳まで犯し奉らんとする徒輩の謀策なり」との反対もあったが、同年三月二五日の特別委員会では「頗ル機宜ニ適シタ案」として、この建議案は満場一致をもって可決された。同年三月二七日に、この特別委員会の報告に基づき、衆議院本会議は本建議案を決議した。しかしながら、土族および平民の族称を廃止するという法令等の公布はなかった(これについても稿を改めて発表する予定である)。

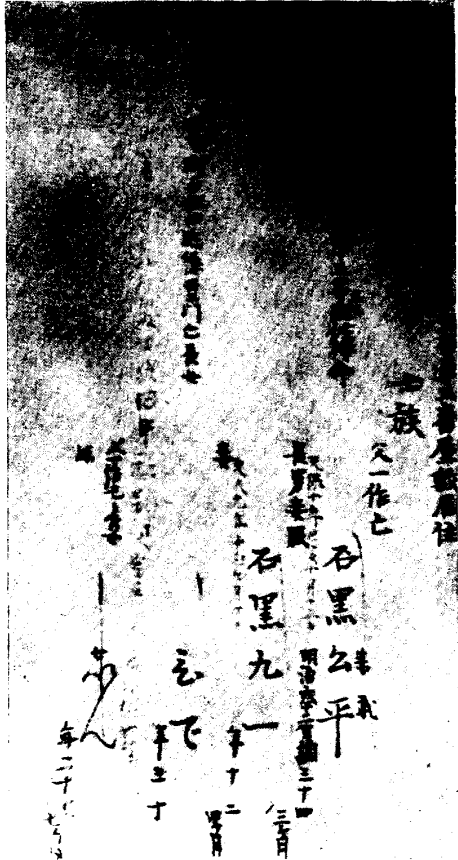
(4) 昭和一三年(一九三八)六月一三日に、戸籍法施行細則付録第一号様式が改正され、戸籍用紙の「族称欄」から「族称」という文字は予め印刷しないことにすると、の民事局長通牒が出された。族称という文字が印刷されていない空欄に、大正三年戸籍法第一八条第三号どうり、華族土族の場合はその旨を記載し、平民は記載しない。その点では、大正三年戸籍法の原則が変わったわけではなかった。

(5) 本稿は、昭和一三年(一九三八)の族称文字の削除が、何故にこの時期に、誰によって提起され、実現したのか、世評は如何であった

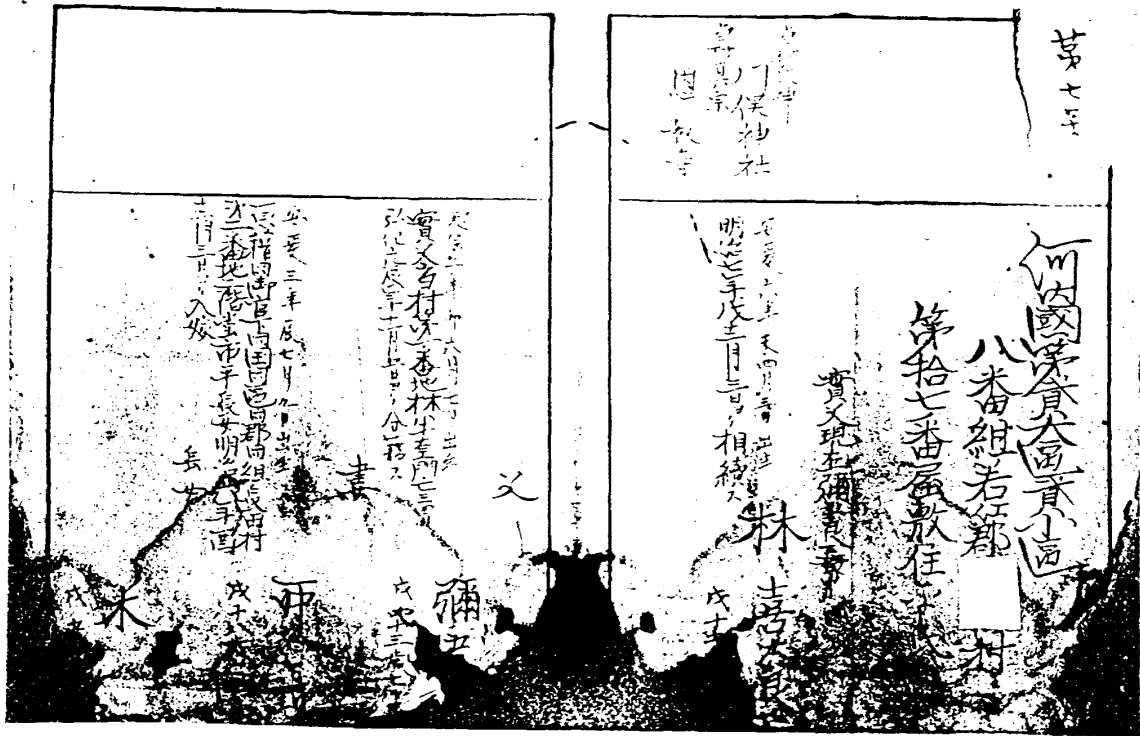
のかを明らかにし、あわせて資料を紹介することを目的としている。

二 戸籍用紙の族称記載

(1) 戸籍用紙の「族称欄」について、以下に若干述べておこう。明治四年戸籍法(明治四年四月四日太政官布告第一七〇)は、従前の族属別戸籍方式を改め、居住地を基準に皇親を除く全国民を「戸」を単位として編製した地域別・国民統一戸籍法であった。同法の職分表(第二号区内職分表式)によれば、官員、兵隊、華族、土族、卒、祠官、僧侶、農、工、商、雑業の一一種をあげている。同法では、華族・土族・平民等の族籍と職業が混同された状況にあった。国民の族籍は、「華族土族卒農工商」等といわれていたが、族籍(身分)と職業(職分)の分離、族籍の整理が行われ、徐々に華族・土族・平民の三族籍になってきた。これらを記載する様式として、明治四年戸籍法は「第



I 明治五年壬申戸籍



四号戸籍書式」を規定していた。しかし、戸籍様式について詳細に定められていず、用紙も全国的に一定でなく、明治十九年戸籍法令まで戸籍様式は不統一であった。族称記載の実例を若干示しておこう。²¹⁾

(2) 明治四年戸籍法が年とともに機能を果たさなくなってきたため、明治十九年(一八八六)に、①「戸籍法中出生死去出入及寄留等届出方」(内務省令第一九号)、②「戸籍取扱手続」(同第二二号)、③「戸籍登記書式」(同省訓令第二〇号)が公布施行された(これらを「明治十九年戸籍法令」²²⁾と総称する)。

戸籍取扱手続は、次に掲げる「戸籍用紙雛形第一」を規定した。右端下段の「此欄内ニハ身分ヲ記ス」とある欄に、華族・士族・平民のいずれかの族称を記載した。

戸籍用紙雛形第一

此欄内ニハ住所ヲ記ス 轉籍移居絶家廢家ノ事項 アルトキハ此欄内ニ記ス	此欄内ニハ前戸主ヲ記ス
此欄内ニハ年月日及事項ヲ記ス以下同シ	此欄内ニハ身分ヲ記ス 身分變換アリタルトキハ此欄内ニ記ス
此欄内ニハ本ノ主ト記ス	此欄内ニハ父母ノ名及二男女タルコト及ハ夫ノ名ヲ記ス以下同シ
此欄内ニハ前主ト記ス	此欄内ニハ戸ノ主氏名ヲ記ス 氏名變換アリタルトキハ此欄内ニ記ス
此欄内ニハ本ノ主ト記ス 此欄内ニハ本人ノ名ヲ記ス 以下同シ	此欄内ニハ生年月日ヲ記ス以下同シ

此用紙ハ美濃紙或ハ美濃ニ類スル紙ヲ用ユヘシ

なお実例を一つ示しておこう。

明治五年八月十五日遺跡相済 明治五年八月十五日遺跡相済 甲子年九月四日著地一戸一轉注		年月日不詳多郎間村子藤谷口喜藤太 長入籍						明治五年八月十五日遺跡相済 明治五年八月十五日遺跡相済 甲子年九月四日著地一戸一轉注	
明治五年八月十五日遺跡相済 明治五年八月十五日遺跡相済 甲子年九月四日著地一戸一轉注				明治五年八月十五日遺跡相済 明治五年八月十五日遺跡相済 甲子年九月四日著地一戸一轉注		明治五年八月十五日遺跡相済 明治五年八月十五日遺跡相済 甲子年九月四日著地一戸一轉注		明治五年八月十五日遺跡相済 明治五年八月十五日遺跡相済 甲子年九月四日著地一戸一轉注	
明治五年八月十五日遺跡相済 明治五年八月十五日遺跡相済 甲子年九月四日著地一戸一轉注				明治五年八月十五日遺跡相済 明治五年八月十五日遺跡相済 甲子年九月四日著地一戸一轉注		明治五年八月十五日遺跡相済 明治五年八月十五日遺跡相済 甲子年九月四日著地一戸一轉注		明治五年八月十五日遺跡相済 明治五年八月十五日遺跡相済 甲子年九月四日著地一戸一轉注	

表五 横

本籍 隨町區元團町壹丁目番番地 明治六拾年八月拾日籍族二列セラル同月拾七日届出同日受附 明治六拾年拾月六日本籍地變更届出同日受附		主 戸 前 飯田正義	
母 川下幾太郎 三女		父 飯田正義 長男	
出生 明治九年六月四日		出生 明治拾年六月廿拾日	

附録第二號
 戸籍簿
 何市何町村戸籍役場

(3) 明治三一年(二八九八)の民法制定に伴って、「戸籍法」(法律第一二號、以下「明治三一年戸籍法」という)と「戸籍法取扱手続」(司法省訓令第五號)が新しく公布施行された。これにより、明治四年戸籍法と明治一九年戸籍法令は廃止となった。戸籍法取扱手続(第二條)は、付録第二號として次の戸籍用紙を定めた。戸籍用紙の戸主欄の右側「族称欄」に族称を記載した。なお、家族が戸主と族称を異にする場

合（戸籍法第一七六条第二号但書）、例えば華族の家族が処刑によって族称を喪失し平民となった場合は、戸籍中家族の氏名欄に適当な区画を設けてここに「平民」と記載することになった。

(4) 大正三年（一九一四）三月に明治三一年戸籍法が廃止され、新たに戸籍法が公布され、翌四年一月一日から施行された（これを「大正三年戸籍法」という）。明治三一年戸籍法が身分登記簿と戸籍簿から構成されていたのを、新戸籍法は身分登記簿を廃止して記載事項を精細にした戸籍簿のみとした。大正三年戸籍法第一八条第三号は、「戸主カ華族又ハ土族ナルトキハ其族称」を記載すべきであった。すなわち、平民はあえて平民と記載する必要がなくなった。なお、第四号は「家族カ戸主ト族称ヲ異ニスルトキハ其族称」を記載すると規定した。この場合は、戸籍中家族の氏名欄に適当な区画を作り、その族称を記載した。

三 戸籍用紙「族称」文字の削除

(一) 「族称」文字削除の通牒

(1) 昭和一三年（一九三八）六月一三日に、司法省民事局長は、戸籍事務を監督する区裁判所の上級統督機関である地方裁判所所長あてに、戸籍用紙の様式に関する通牒を発した（民事甲第七三二号、資料①参照）。戸籍法施行細則付録第一号様式に戸籍用紙の戸主欄右側下に「族称欄」がある。この「族称欄」にある「族称」という二文字を印刷し

ないで予め削除しておくことになった（族称という二文字が印刷済みの現存戸籍用紙は適宜抹消のうえ使用する）。

明治三一年戸籍法では、「族称欄」に華族・土族・平民のいずれかの族称を記載せねばならなかった。大正三年戸籍法では、「族称欄」に華族と土族はその族称を記載し、平民は平民と書く必要はなくなった。昭和一三年（一九三八）になり、大正三年戸籍法の族称記載に関する第一八条第三号、第四号自体は改正されたのではないが、戸主欄中の「族称欄」の族称文字は今後印刷せず削除されることになったのである。第一八条第三号の場合は、族称文字が削除された空欄に「華族」または「土族」と記載し、同第四号の場合は、家族欄の氏名欄中に同様の空欄を設けて「平民」と記載することとなった（資料①の別紙戸籍用紙を参照）。

(3) なお、昭和一三年（一九三八）六月一三日の「族称」文字削除通牒に関連して、次のような疑義が生じた。すなわち、

① 戸籍謄（抄）本作成の場合に、(イ)現戸籍に族称文字が印刷されているときは族称の文字を省略できるのか、(ロ)旧戸籍戸主の族称「平民」が記載されているときは、「平民」の記載を省略できるのかが問題となった（昭和一三年六月二二日、京都地方裁判所長照会）。これについて、民事局長は同年六月二九日に、族称文字および戸主の族称平民の記載はいずれも謄写を省略しうると回答した（民事甲第七六四号、資料②参照）。

② 戸籍法第一八条第四号の場合に、家族欄中の「父母の氏名」およ

び「統柄欄」の左側に「空欄」を予め設けておくのか、必要が生じた場合にその都度設けるのかについて疑義がおこった(昭和十三年六月二三日、大阪府北河内郡九個荘村長稟伺)。これに対して、民事局長は同年七月八日に「後段貴見の通り」と回答し、必要に応じ空欄をその都度設けることとした(民事甲第八二〇号、資料③参照)。

(二) 「族称」文字削除の経緯⁸⁰

(1) 昭和十三年(一九三八)二月二三日に埼玉県熊谷市で開催された関東融和連盟協議会において、長野県の委員から戸籍上の族称欄廃止が提案された。地元県である埼玉県側から適当な機会に本問題を提案することとしていたが、その機会をえなまよとなっていた。

同年三月の国民融和週間初日に開催された融和事業関係方面連絡協議会および三月一五日の第三回中堅青年研究協議大会等において、戸籍上の族称欄廃止問題が緊急動議として提案され、全会一致で決議された。その実現方を中央融和事業協会に一任した。同協会は、慎重審議の後、三月一六日に同協会会長平沼騏一郎男爵名で、「族称取扱に關する陳情書」を、内閣総理大臣、司法大臣をはじめ各省大臣および企画院総裁に提出した。

(2) 戸籍に関する主務官庁である司法省では、塩野季彦大臣、岩村司法次官、大森洪太民事局長等が慎重検討の結果、遂に昭和十三年(一九三八)六月一三日、通牒「戸籍用紙ノ様式ニ關スル件」(民事甲第七二三号、資料①)を出した。戸籍法第一八条第三号に關しては、戸籍

用紙の戸主欄中の族称欄から族称文字を今後印刷せず削除することとし、この空欄に華族と士族はその族称を記載することになった。同四号に關しては、家族欄の氏名欄中に同様の空欄を必要に応じ設け、そこに平民と記載することとした。

このことは、戸籍関係のみの問題ではないとして、各省次官會議で岩村司法次官から趣旨説明があり、各省の賛同をえることができた。例えば、海軍省は次のような省令を出した。族称記載は華族のみとし、すでに族称とか族籍の文字が印刷されている用紙等は抹消のうえ使用するよう、一層の貫徹がなされていた。

海軍省令第一七号

従前ノ海軍省令其ノ他海軍大臣ノ發シタル命令ニ依リ文書ニ族称記載ヲ必要トスルモノアルトキハ其ノ族称華族ナルトキニ限り之ヲ記載スヘキ位置ニ「華族」ト記載シ「族称」又ハ「族籍」ノ文字ハ総テ之ヲ記載セサルモノトス但シ既ニ族称又ハ族籍ノ文字ヲ印刷調製シアル用紙等ハ適宜之ヲ抹消ノ上使用スルコトヲ得

付則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年海軍省令第一号ハ之ヲ廃止ス

昭和十三年七月廿八日

海軍大臣 米内光政

四 「族称」文字削除の意義と世論

(一) 「族称」文字削除の意義

(1) 昭和十二年(一九三七)七月に日中戦争が始まり、一〇月に国民精神総動員中央連盟が結成された。翌一三年四月には国家総動員法が公布され五月から施行となった。大正一四年(一九二五)に、融和運動の統制機関として中央融和事業協会が設立された。日中戦争勃発後、同協会も国民精神総動員中央連盟に加盟し、戦時体制に協力した。昭和一三年は「融和事業完成十箇年計画」の第三年目であった。いわゆる「挙国一致」「万民一視同仁」政策がとられていた。同一三年六月一日の民事甲第七二二号は、これら国家政策の法律上の展開の一つであり、正にこのような時代背景の中で発せられた。本通牒は、「国民大衆ノ階級的差別観念ヲ打破シ以テ現在挙国一致ノ秋ニ当リ万遺憾ナキヲ期ス」(資料④)ものであった。

(2) 華族・士族・平民の族称をめぐる取り扱いは時代とともに変遷してきた。戸籍用紙「族称欄」に華族士族は記載するが、平民は記載する必要はないとする建議案・法律案が、明治末期に貴族院で審議された。これはいずれも否決されたが、大正三年(一九一四)の戸籍法改正では実現された。これは平民という族称そのものを廃止するものではなかった。なお、士族および平民の族称の廃止は、明治四十二年(一九〇九)の衆議院での請願で、そして大正一二年(一九二三)の建議案

で、それぞれ可決されていたが、それを実現する法令等は出されなかった。

族称欄に平民と記載する必要はないとするのは、あくまでも戸籍法上のことであり、役所への請願届書をはじめ、履歴書、宿帳などにも族称欄があり族称を書かねばならないときがあった。また入学許可書や卒業証書等にも族称が記載された場合があったのである。

このように平民族称を記入さされたりあるいは記載されているということは「妙な差別感が一部のものに不快を与へて」いたのである。融和問題解決上悪い影響を及ぼすものとして、各方面に於て問題視されて居た²⁹⁾(資料⑤)とところであった。民事甲第七二二号通牒は、この年来の懸案、従来の宿題を一步解決するものといえた。³⁰⁾

(3) 戸籍用紙「族称欄」から族称文字を削除する通牒は、「事極めて微細な改正のやうであるが其の及ぼす処の効果は甚だ大なるもの」³¹⁾があった。今回の通牒は、法形式上は大正三年戸籍法を改正するものではなく、同法施行細則付録第一号様式の小改正であるにすぎなかったが、それが与える社会的影響は大きいものがあった。

戸籍の問題にとどまらず、役所への願届書、履歴書、宿帳など各種の書式の族称記載のあり方、更には年来の懸案であった平民や士族の族称廃止問題にまで、その影響が及んだのであり、本通牒は融和問題の認識を新たにした。³²⁾ 予想外の波紋を引き起こしたといえよう。³⁴⁾

(4) 昭和十二年(一九三七)一〇月一五号民事甲第一四七七号は、戦死した軍人または軍属の戸籍に「死亡」と記載せず「戦死」とする通

牒³⁵を出した。すなわち

戦死シタル軍人又ハ軍属ニ付死亡報告アリタルトキハ爾今事件本人ノ戸籍事項欄ニハ「何年何月何日何時何々ニ於テ戦死云々」ノ例ニ依リ記載スルコトニ致度候条貴管下市町村長ニ対シ可然御通達相成度此段及通牒候也

更にまた、昭和十三年（一九三八）六月二日民事甲第六五八号で、戦傷死にも適用する旨を通牒した。³⁶³⁷

族称文字削除に関する昭和十三年（一九三八）六月一三日民事甲第七二二号は、これら一連の戦時措置の一環と位置づけられよう。

(二) 「族称」文字削除の世評

(1) 本通牒をめぐって、「各新聞に於て報導され又は論議され」³⁸「当時の新聞でも、相当大きく取扱」³⁹われた。例えば、新聞の見出しは、「空白になる族称欄 まづ戸籍面から抹消」⁴⁰（資料⑩）、「戸籍面から消える『平民』同族融和のため」⁴¹（資料⑪）、「何故？ 『平民』の族称が消えて土族、華族が残る」⁴²（資料⑫）などと大きく、また連続して報じられた（大阪毎日新聞は、昭和十三年六月一七日の第一報に続いて、一八日、二二日、二六日にも報道）。

本問題の火付け役となった中央融和事業協会の機関紙『融和時報』も、「戸籍面より『族称』『平民』の字消える 司法省の英断」（資料⑬）と伝え、同協会常務理事の小山三郎は、機関誌『融和事業研究』昭和十三年九月号に「族称廃止の経過」という論文を早速発表した。⁴⁰

(2) 世評は時宜にかなったものであり、司法省の英断として概ね好評であった。「我が中堅青年の協議大会が投じた一石は予想以外の波紋を世間一般に及ぼした」⁴³（資料⑭）⁴⁴であり、「此の一石が世の中を一步前進させた」⁴⁵（同⑮）と評している

更に、「戸籍面の族称を『土族』を従来通り残して『平民』だけを消す（大正三年戸籍法によって族称欄に平民は記入しなくなったのであるから、法的には誤りである、井戸田注）、それでは少々事務簡捷にならうのが何ら同族融和にはならない。よろしく土族も一緒に抹消すべきである」⁴⁶（資料⑯）と、今回の措置を単に賛成するだけでなく、土族廃止論まで展開している（資料⑰）。他方、「祖先に申訳なし」⁴⁷（資料⑱）、「土族階級唯一の精神的誇負を失はしめてまでこれを廃するも他に益ない」⁴⁸（資料⑲）などとの反対論もあった。

五 結びにかえて

(1) 戸籍用紙族称欄から「族称」文字を削除するという昭和十三年（一九三八）六月一三日民事甲第七二二号通牒に関し、資料紹介をかねて、何故にこの時期に、誰によって提案され実現したのか、その意義と世評はどうであったかについて若干述べてきた。

(2) 平民族称と戸籍法との関係について、当時においても今日にあっては誤解がある。本稿には、その誤りを訂正したいという目的もあった。例えば、『国史大辞典12』（平成三年、吉川弘文館）によれば、

平民の族称は大正三年（一九一四）の戸籍法改正で廃止されたとしてい⁴⁰る。他方、昭和十三年（一九三八）当時、族称欄に「族称ならぬ平民の称まで記載」（資料⑩）、「今度戸籍欄から『族称平民』の文字を抹消」（資料⑪）、「何故？ “平民”の族称が消えて土族、華族が残る」「戸籍簿に平民といふ族称を記載せぬことになった」（資料⑫）と、平民という族称を戸籍簿に今まで記載してきたが、今後は平民と記載する必要がなくなったとしている。これらは次のことから考えて誤りである。

明治三十一年戸籍法では戸籍用紙族称欄に華族・土族・平民のいずれの族称も記載することになっていたが、大正三年戸籍法はこれを改めて、華族と土族はその族称を族称欄に記載するとし、平民は記入しないこととなった。これは、平民という族称・族籍がなくなったわけではなく、昭和十二年（一九四七）五月三日の日本国憲法施行とそれに伴う同年の「民法の応急的措置に伴う戸籍の取扱に関する件」（民事甲第三一七）の第二「戸籍法中適用のなくなる条文」によって、華族・土族・平民の族称は法律上消滅した。

(3) 族称に関して、拙稿「明治末期の平民称記について」⁴²（『日本文化史研究』第十九号、平成五年七月）を発表したが、今後、大正三年戸籍法と族称、大正十二年「因襲打破ニ関スル建議案」と族称、平民族称と戸籍法等について、稿を改めて発表したいと考えている。

注

- (1) 明治二年六月一七日行政官達第五四二「自今公卿諸侯之称被廢改テ華族ト可称」（『法令全書』第二卷、原本明治十二年、内閣官報局、昭和四九年、原書房、二二二頁）。
- (2) 明治二年六月二五日行政官達第五七六一「一門以下平士ニ至ル迄総テ土族ト可称事」（前掲『法令全書』第二卷、二四〇頁、なお六月二五日達第五七七、同日達第五七八にも同文がある）、同二年二月二日太政官布告第一一〇四「中下大夫士以下之称被廢都テ土族及卒ト称」（前掲『法令全書』第二卷、四九二頁）。
- (3) 明治五年一月九日太政官布告第二九号（前掲『法令全書』第五卷ノ一、五二〜五三頁）。
- (4) 例えば、明治一九年九月内務省令第一九号第四条、同一九年一〇月内務省令第二二号「戸籍用紙雛形第一」参照。
- (5) 井戸田博史「明治末期の平民称記について」（『日本文化史研究』第一九号、平成五年七月、帝塚山短期大学日本文化史学会）四四〜六三頁、特に四九〜五一頁参照。
- (6) 華族令（明治四〇年五月七日皇室令第二号）は、昭和二〇年一月二日六日皇室令第五号によって一部改正されたが、同二年五月二日に失効となった。
- (7) 福地重孝『土族と土族意識―近代日本を興せるもの・亡ぼすもの―』（昭和三十一年、春秋社）一九頁。
- (8) 前掲(5)論文、特に資料①参照。
- (9) 前掲(5)論文、特に資料④参照。
- (10) 前掲(5)論文、特に資料⑦参照。
- (11) 『国史大辞典12』（平成三年、吉川弘文館、四七四頁、平民の項）は、「平民の族称が廃止されたのは、大正三年（一九一四）の戸籍法改正であった」とあるが、誤りである。
- (12) 『戸籍質疑録』第三二二号（大正四年、戸籍学会）五〜六頁。

- (13) 『帝国衆議院議事速記録43』(昭和五七年、東京大学出版会) 九四三〜九五二頁。
- (14) 福地重孝前掲『土族と土族意識』一九頁。
- (15) 大正一二年三月二五日「因襲打破ニ関スル建議案委員會議録」(『帝国衆議院委員會議録37』昭和六年、臨川書店、六二七〜六三一頁)。
- (16) 前掲『帝国衆議院議事速記録43』九六九頁。
- (17) 小山三郎「族称廃止の経過」(『融和事業研究』第五一輯、昭和一三年九月、中央融和事業協会、二九頁、一九七三年村越末男による復刻版、部落解放研究所)。
- (18) 昭和一三年六月一三日民事甲第七二二号。
- (19) 井戸田博史「4講 戸籍法」(日本近代法制史研究会編『日本近代法一二〇講』一九九二年、法律文化社、一二頁)、同「家族の法と歴史―氏・戸籍・祖先祭祀」(一九九三年、世界思想社) 四〜八頁。
- (20) 新見吉治『壬申戸籍成立に関する研究』(昭和三四年、日本学術振興会) 八八頁、四五―頁。
- (21) 前注書一〇八頁。
- (22) Iは、外岡茂十郎『家か個人か』(昭和三二年初版、昭和四八年増補版、早稲田大学出版部)より引用。IIは、井戸田所蔵のもの。
- (23) 井戸田博史前掲『家族の法と歴史―氏・戸籍・祖先祭祀』八〜九頁。
- (24) 前注書一五〜一七頁。
- (25) 前注書二二〜二五頁。
- (26) 以下の経緯については、小山三郎「族称廃止の経過」(前掲『融和事業研究』二五〜三五頁)、『融和時報』第一三七号(昭和一三年四月一日、中央融和事業協会、一九八三年原田伴彦・渡部徹による復刻版、三一書房)、同第一四〇号(昭和一三年七月一日)、同第一四五号(昭和一三年一二月一日)を主として参考にした。
- (27) 昭和一三年七月二九日長崎地方裁判所長照会(辻朔郎編『司法省親族・相続戸籍・寄留先例大系』昭和一五年、清水書店、二二三頁)。

- (28) 昭和一三年六月一七日『読売新聞』。
- (29) 前掲『融和時報』第一三七号。
- (30) 前掲『融和時報』第一四五号。
- (31) 小山三郎前掲「族称廃止の経過」三四頁。
- (32) 小山三郎前掲「族称廃止の経過」(三四〜三五頁)は、「今、日常の書類として族称の記載を要求されて居るもので将来之を廃止さるゝと想像されるもの一二を掲げて見れば」として、次のものを紹介している。各種履歴書、精神病者監護法施行手続、同上費用弁償ニ関スル手続、扶養義務者ニ関スル調書、代用精神病院ニ関スル件施行細則、医師法施行規則、同上施行細則、歯科医師施行手続、医師現狀届、歯科医師法施行規則、同上施行細則、歯科医師現狀届、産婆名簿登録訂正取消等出願書様式、産婆名簿登録簿本下付願、産婆規則施行手続、看護婦名簿、宿屋営業取締規則、下宿転宿届、外務省留学生規程、行政訴訟書様式、なお各府県において同様のものが多くあるとしている。
- (33) 前掲『融和時報』第一四五号。
- (34) 前掲『融和時報』第一四三号。
- (35) 辻朔郎編前掲『司法省親族・相続戸籍・寄留先例大系』一九九三〜一九九四頁。
- (36) 前注書一九九四〜一九九五頁。
- (37) 昭和一三年六月一七日『大阪毎日新聞』(資料⑩)。
- (38) 前掲『融和時報』第一四〇号。
- (39) 前掲『融和時報』第一四五号。
- (40) 注(26)参照。
- (41) 注(11)参照。
- (42) 注(5)参照。

付資料

①「戸籍用紙ノ様式ニ関スル件」

司法省
民事局 民事甲第七二二号

昭和十三年六月十三日

地方裁判所長 御中 (東京刑事ヲ除ク)

司法省民事局長 大森洪太

戸籍法施行細則付録第一号様式ニ付テハ戸籍法第十八条第三号ノ規定ノ趣旨ヲ參酌シ爾今新用紙ヲ調製スルニ当リテハ「族称」ナル文字ハ予メ印刷セサル様 (記載例、戸籍法第十八条第三号ニ付テハ「華族」又ハ「上族」ノ記載ハ右空欄中ニ之ヲ為シ「平民」ノ記載ハ之ヲ為サス、同条第四号ニ付テハ氏名欄中ニ同様ノ空欄ヲ設ケ其ノ中ニ「平民」ト記載ス) 貴管内各市町村長ニ対シ御通達相成度此段依命及通牒候也

追テ為念別紙族称欄雛形添付致置候尚現存戸籍用紙ニ付テハ適宜抹消ノ上使用セシムル様致度申添候

<p>戸籍法第十八条第三号ニ付テハ「華族」又ハ「上族」ノ記載ハ右空欄中ニ之ヲ為シ「平民」ノ記載ハ之ヲ為サス、同条第四号ニ付テハ氏名欄中ニ同様ノ空欄ヲ設ケ其ノ中ニ「平民」ト記載ス) 貴管内各市町村長ニ対シ御通達相成度此段依命及通牒候也</p>									
<p>追テ為念別紙族称欄雛形添付致置候尚現存戸籍用紙ニ付テハ適宜抹消ノ上使用セシムル様致度申添候</p>									
<p>(別紙)</p>									
<p>本 (略)</p>									
<p>前 (略)</p>									
<p>主 (略)</p>									
<p>上 (略)</p>									
<p>前 (略)</p>									
<p>父 (略)</p>									
<p>母 (略)</p>									
<p>平民 (略)</p>									

〔辻朗郎編「司法省親族・相続戸籍・寄留先例大系」(昭和一五年、清水書店)三七〜三八頁、「親族相続戸籍ニ関スル訓令通牒録」(昭和一三年、戸籍学会)No.三一九一、一六二六〜一六二七頁、「融和事業研究第五〇輯」(昭和一三年、中央融和事業協会、一九七三年復刻版)一四六頁〕

②「族称ノ文字印刷シアル戸籍又ハ戸主ノ族称平民ト記載シアル戸籍ノ謄本ニハ族称ノ文字又ハ平民ノ記載ハ之方謄写ヲ省略シ差支ナシ」
京都地方裁判所長照会 (昭和十三年六月二十一日庶第四三七六号)

本月十三日付民事甲第七二二号通牒ニ依リ戸籍用紙中族称ノ文字ハ予メ印刷セサルコトト相成候処戸籍謄本作成ニ該リ左記ノ点間合ノ向有之候条御指示相成度候

記

一 現戸籍ニ族称ノ文字印刷シタルモノハ族称ノ文字省略シ得サルヤ
(省略シ得ストセハ謄本作成ノ為メ族称ノ文字ヲ印刷シタルモノト然ラサルモノトヲ準備スル必要アリト謂フ)

二 旧戸籍戸主ノ族称平民ト記載シアルモノ、平民ノ記載ハ省略シ得サルヤ
民事局長回答 (同年六月二十九日民事甲第七六四号)
族称ノ文字及戸主ノ族称平民ノ記載ハ何レモ謄写ヲ省略シ差支ナシト思考致候

〔前掲「司法省親族・相続戸籍・寄留先例大系」二一〜二二頁、前掲「親族相続戸籍ニ関スル訓令通牒録」No.三一九二、一六二九頁〕

③「家族欄ニハ予メ族称ヲ記載スル為ノ欄ヲ設クベキモノニ非ズ」
大阪府北河内郡九個荘村長稟伺 (昭和十三年六月二十二日記戸第六〇号)
一 戸籍法施行細則付録第一号様式ニ依ル戸籍用紙ヲ新ニ調製スル場合ハ御通牒ニ基キ「族称」ナル文字ヲ除キ空欄ト為スヘキハ勿論ノ儀ニ有之候処家族

欄ニ付テモ戸籍法第十八条第四号ニ依リ記載シ得ヘキ族称欄即チ之カ空欄ヲ総テ父母ノ氏名及統柄欄ノ左側ニ設ケ置クヘキモノナリヤ將又戸主ト族称ヲ異ニシテ前叙第四号ノ記載ヲ為ス必要生シタル場合其都度其ノ者ニ付テノミ之カ欄ヲ設ケ記載スヘキモノナルヤ

民事局長回答(同年七月八日民事甲第八二〇号)

第一項 後段貴見ノ通

〔前掲〕『司法省^{親族・相統}戸籍・寄留^{先例大系}』三八〇三九頁)

④「戸主ノ族称欄及事項欄中「平民」ト記載ノ省略」

長崎地方裁判所長照会(昭和十三年七月二十九日日記庶第五七三九号)

別紙佐世保区裁判所管内戸籍寄留事務担任吏員協議会決議(中略)ハ第四三六間(中略)ヲ各左記ノ通り変更セハ其他ハ何レモ相当ト思料候(以下略)

記

第四三六間 イ 決議担当

(別紙)

佐世保区裁判所管内戸籍寄留事務協議会決議

四三六 戸籍謄抄本作成ニ際シ左記事項省略シ差支ナキヤ

イ 戸主ノ族称欄及事項欄中「平民」ト記載シアルモノ

理由

イノ場合 族称欄ノ平民ナル記載ハ大正三年法律第二十六号戸籍法改正ニヨリ之ヲ省略ス可ク改正セラレ今日ニ至リタルモ改正以前ノ戸籍ニシテ未タ新戸籍ニ改製サレサルモノニ付戸籍謄抄本ノ請求アリタル場合ハ族称欄ニ平民ト記載シタル假交付シ居ル処「現在平民ナル族称ハ廃止サレタルニ不拘之ヲ記載シアルハ如何ナル理由ナリヤ」又「平民ト記載シアルタメ差別的誤解ヲ招ク虞アルヲ以テ削除サレタシ」等ノ申出アル場合再三アリ斯クテハ右改正規定ノ趣旨徹底ヲ欠クノ憾アリ且本年六月十三日付民事甲第七二二号民事局長通牒

ハ国民大衆ノ階級的差別觀念ヲ打破シ以テ現在拳国一致ノ秋ニ当リ万遺憾ナキヲ期スヘキ趣旨ト思惟セラレ加フルニ彼ノ賤称ノ記載及出生並死亡事項中刑務所、監獄等ノ記載アルモノハ省略シ謄抄本作成差支ナキ旨ノ通牒ヲ想起スル時ハ前述ノ趣旨ニヨリ提案ノ通り取扱フハ百利アリテ一害ナク反テ時宜ニ適シタル取扱ナラムト思料シタルニ因ル

民事局長回答(同年九月六日民事甲第一〇七一号)

第四三六間(略)ハ決議ヲ相当ト思考致候

〔前掲〕『司法省^{親族・相統}戸籍・寄留^{先例大系}』二二二〇二二三頁、前掲『親族相統戸籍ニ関スル訓令通牒録』No.三二〇四、一六三四〇一六三五頁)

⑤「族称取扱に關し陳情」

土族平民等の族称を各種の文書例へば戸籍謄本、抄本、身分証明書、履歴書、入学願書、宿泊人届出書等に記載する慣例は、融和問題解決上悪い影響を及ぼすものとして、各方面に於て問題視されて居たのであるが、今回別項の如く青年協議大会で、之の使用方に関し当局に陳情の緊急動議が提出可決され、其の実行は中央融和事業協会に一任されたので本会では直ちに、去る三月十六日付を以て、平沼会長名を以て従来諸般の文書に族称を記載すべき事になつてゐるのは、単なる因襲に基くものであつて、現在何等実益がないのみならず、融和促進上に支障尠くないので今後之が記載を不要とする様御取計ひ願ひ度き旨の陳情書を、内閣・外務・内務・海軍・陸軍・大蔵・文部・農林・商工・通信・鉄道・拓務・司法・宮内の各省大臣及企画院総裁に提出した。

〔『融和時報』第一三七号(昭和一三年四月、中央融和事業協会、一九八三年原田伴彦・渡部徹による復刻版、三一書房)〕

⑥「戸籍面より

「族称」「平民」の字消える

司法証の英断!

従来特定の文書に族称を記入することになつてゐたが、これは単なる因襲に基くものであつて、現在何等実益なきのみならず、融和促進上から見ても支障の多かつたことである。即ち戸籍謄本及抄本其他身分証明書、履歴書、入学願書、宿泊人届書等其他に於て、かゝる不用文字の記入をすることが、不合理極まる封建的階級思想を助長せしむるのみならず、具体的に迷惑を受けつゝある向も決して尠くないのであつて、融和事業の建前から見て決して見遁すことの出来ないことである。

右に關しては、曩に本年三月国民融和週間第一日東京に於ける融和事業関係方面連絡協議会及同月十五日開催の中堅青年研究協議会等に於ても發議された事もあり、本協会に於ては、之に關し去る三月十六日本会々長名を以て、内閣総理大臣他外務、内務、大蔵、陸軍、海軍、司法、文部、農林、商工、逓信、鉄道、拓務、厚生各省大臣及企画院総裁に陳情書を提出する等関係各方面に對し交渉しつゝあつたところ去る六月十三日付司法省大森民事局長より地方裁判所長宛に、左記内容の戸籍用紙様式に關し、通牒を發せられ、各市町村長に通達せらるゝことになつた。

戸籍法施行細則付録第一号様式に就ては、戸籍法第十八条第三号の規程の趣旨を參酌し、爾今新用紙を調製するに當りては「族称」なる文字は予め印刷せざる様、尚「平民」の記載は、之を為さざる事

尚これは戸籍関係のみの問題にあらずとして、特に各省次官會議の席上岩村司法次官より趣旨の説明があつたに對し、關係各省共賛意を表した。

今回、司法当局が斯かる筆に出でたことは、画期的英断といふべく、これにより国民一般に与ふる影響と因襲撤廃国民啓蒙の効果甚大なるべきは信じて疑はない。

此際吾等は、これを以て足れりとせず更に各種各方面に於ける融和促進に一

層の奮起を為さねばならぬ。

「前掲『融和時報』第一四〇号（昭和一三年七月）、なお、同様の「戸籍面『族称』『平民』の問題」（『融和事業研究』第五〇輯、昭和一三年七月）にある（ただし八二行目の發議が、これでは論議となつてゐる）」

⑦「族称取扱に就て

中央融和事業協会常務理事 小山三郎

我が中堅青年の協議大会が投じた一石は予想以外の波紋を世間一般に及ぼした、即ち族称欄を戸籍面上から取去るといふことは司法省としては大英断であつたのである。それが十一年に司法当局の深い理解があつた為め遂に其の族称の欄を戸籍面上から取除かれたのである。而して此は公文を以て各地方裁判所長宛通牒され、各裁判所長は此の通牒によつて市町村に通牒して市町村役場に備付けの戸籍面から此の族称の欄を取除くことになつたのである。（但し將來新に印刷するときから始まるのであるから現存の用紙は前同様使用されるのである。）

此のことは我々融和事業の方面からいへば徒らに地区の人達に無用の刺激を与へて居つた、即ち入学願、転居、寄留をするとき、宿屋に宿泊するとき、戸籍謄本や抄本を取るときなど忘れんとして忘れ得ざるものが再び刺されるやうな気分であつたものが消散することになつたので此点吾々の希望が達して極めて愉快である。

然るに更に此は一般民衆に及ぼした影響が又非常に大なるものがあつたことを感ずる。それは各新聞に於て報導され又論議されて居る処を以てしても察することが出来ると思ふ。即ち全国中堅人物の研究協議会に於て投じた此の一石が世の中を一步前進させたのである我々の力が世の中の考へを一步引き上げたといふ感じがするのである。

此れと同様に我々は更に他の方面に於ても即ち非常時局の第一線に於ても、

又銃後の活動に於ても将来国民精神総動員に於ても国民の消費節約に於ても同様に世を率ゐて進むといふ意気と努力を為さなければならぬ。

それと同時に又我々は徒に付和雷同することなく、無責任の行動を慎しまなければならぬといふことをも示され従つて我々の行動に責任があることを教へられたのである。

〔前掲『融和時報』第一四〇号（昭和十三年七月）〕

⑧ 「昭和十三年を語る」

族称の問題

「平民」消える」

M 更に司法省関係で年来の懸案が解消した事項に就て F君 どうぞ。

F 族称問題ですか、あれは此の春の中堅青年協議大会が投じた一石が予想外の波紋を及ぼしたもので従来宿題となつて居た族称欄を戸籍面上から取去るといふので、司法省が取つた今回の処置は省としての一大英断だつたと思ひます。

戸籍法施行細則付録第一号様式に就ては、戸籍法第十八条第三号の規定の趣旨を参酌し、爾今新用紙を調製するに当たりては「族称」なる文字は予め印刷せざる様、尚「平民」の記載は、之を為さざる事

としてありますが、尚右に就ては、それが司法省だけの問題でないので、特に各省次官会議の席上岩村司法次官より趣旨の説明があつたに對して、関係各省共賛意を表したのであります。その後海軍省、文部省などでも、省関係方面に對して同様の通牒を發せられました。

C あの問題は相当各方面に好い影響を与へたと思ひますね。

S それは確かなことです。これで一般に融和問題の認識を新にしたことも事実ですね。

B これを喜んだのは常に融和事業関係者でなく心ある人は皆喜んで呉れたと思ひます。当時の新聞でも、相当大きく取扱ひましたからね。

〔前掲『融和時報』第一四五号（昭和十三年二月）〕

⑨ 「全国融和事業協議会・協議事項」

（催）

（小山三郎・中央融和事業協会常務理事の發言の一部）

族称問題に就ては司法省通牒が出てゐないから遠慮をしたいが、先般司法次官と懇談問題は民事局に托されて居り民事局長から研究の結果をきいた。

戸籍謄本の問題、それには左記明記として、左記には族称の事など書いてある、戸籍法の改正は不可能であるが、平民は書かなくてもよし、華土族は書かねばならぬことになつてゐる。法を廃することは出来ないが「族称」の欄を取つていゝ。憲兵学校長の意見も「族称」欄を取る点である様である。

其他文部省関係の入学願もあり、その他宿帳身元証明等関係が多々あるので司法次官が中心となり、各省次官會議に提出努力を願つて居る。

但し、これは未だ通牒は出て居ないのであるから此の点予め御承知願ひたし。

〔『融和事業研究第五十輯』（昭和十三年、中央融和事業協会、一九七三年復刻版）一三三頁〕

⑩ 「空白になる族称欄」

まづ戸籍面から抹消」

従来戸籍面には華族士族など族称記載の欄にわざ／＼「族称」なる文字を印刷し、族称ならぬ平民の称まで記載されて妙な差別感が一部のものに不快を与へてゐたが、今後この「族称」の印刷文字が

抹消されることに十六日の定例次官會議で決つた

これは戸籍法（第十八条第三項）によつて戸籍面に記載の義務を有する華族並に士族はたとひ族称の文字はなくとも空欄さへあれば当然記載されるわけ旅館の宿帳、履歴書その他一般文書から「族称」の文字はこれにならつて漸次抹消されてゆくことだらう

この「族称」抹消問題はかねて万民一視同仁の趣旨により中央融和事業協会（会長平沼騏一郎男）から司法省に対して上申されてゐた「族称取扱に関する陳情書」に基いて岩村次官、大森民事局長らが慎重研究の結果「族称」の文字抹消は現行戸籍法に照し差支へなしといふ結論に達し去る十三日付を以つて全国各地方裁判所を通して各市町村長宛に通達を發し一方次官會議にこの旨報告し内務、文部、厚生各次官の賛同を得たものである

〔昭和十三年六月一七日『読売新聞』〕

⑪「戸籍面から消える「平民」

同族融和のため司法省の英断
内務省も賛成

さきに戸籍面に戦死、戦傷死の文字を記入することに決定して各方面の絶賛を浴びた司法省では、今度戸籍欄から「族称平民」の文字を抹消して事務の簡捷をはかることに決定、十三日付で全国各裁判所長あて通牒を發したが、十六日次官會議の席上岩村司法次官からこの旨を報告し好評を博した

即ち従来戸籍の氏名欄肩書に族称欄の一欄があり華族、士族もしくは平民と書いてゐたが、今度族称欄から族称の文字を去り華族、士族のみ記載し平民は全然記入しないことに取扱を一定したものである

司法省がこの取扱をするにいたつた原因は去る三月十六日中央融和事業協会長平沼男から「族称取扱に関する陳情書」が塩野法相あて提出され同族融和のため必要な欄を取除いては如何との主旨であつた、民事局で法文研究の結果従来の取扱は単に大正三年改正法則の取扱をそのまま踏襲してゐるに過ぎず、これを削除するも何ら差支へないことが判つたので直に取扱方を改正することとなつたもので、内務省方面でもこの主旨に大賛成で早速まづ宿帳からこれを取除くことになるはずである

岩村司法次官談

戸籍面から平民といふ文字が抹殺されたが平民がなくなつたのではない、華族とか士族とかはこれまで通り書くが平民は書かなくなつただけだ、何も書

いていないものは平民だといふことになつたのである、士族も書く必要がないではないかといふ議論もあつたがこのことは先年横田法相時代にも一度大議論が行はれ、祖先の槍一筋の勲功を伝へる唯一のものであると大反対があつて士族抹殺を断念したほどで、この方は法文に明記してあるのだから法律を改正しなければ出来ないことになつてゐる（東京巻）

〔昭和十三年六月一七日『大阪毎日新聞』、なお『新聞昭和編年史 十三年度版Ⅱ』（平成三年、新聞資料出版）八三一〜八三三頁参照〕

⑫「何故？ “平民”の族称が

消えて士族、華族が残る」

司法省では今後同省扱ひの戸籍簿に平民といふ族称を記載せぬことになつたこれには内務省も大賛成で早速旅館の宿帳にこれを通用しようといふ、平民は記載せぬが、華族、士族は記載する、何だか妙な気持だその効果に就て法学博士竹田省氏の感想を叩いて見る

……◇……

別に平民がなくなつたわけではなく結局何も書いてないものは平民だといふのだからだまされてゐるような気もする、しかし数において最も多い平民の二字を一々書き込まずにすむとなると戸籍係は助かるね

もと／＼宿帳には族称欄があつても書かないのが一般の風習のようだし、うつかり華族なんかと書かうものならチップをウンとはずまなきやならなくなる現在、社会的には何の意味もない士族を残すのをかしいが法文に明記してあるので改正しなければ抹殺は出来ない

尤も法律は一定不変ではないのだから今後改正して士族も帳消しすることは出来るわけだ、いちばんの皮肉は故原敬氏のように平民をほこりとする人があつて見せびらかしに書きたくても今後は書けぬことになつたことだらう

〔昭和十三年六月一八日『大阪毎日新聞』〕

⑬ 「全録

“士族”も消せ

京都 原隆

戸籍面の族称を「士族」を従来通り残して「平民」だけを消す、それでは少々事務簡捷にならうが何ら同族融和にはならない。よろしく士族も一緒に抹消すべきである。祖先の槍一筋の勲功を伝へる唯一のものだから大反対があつたとの話だがこの槍一筋の勲功は何に對する勲功だらう。封建時代の槍一筋の勲功を今時士族なる尊称に残しておいて日清、日露、満州事變、支那事變の勇士の勲功に如何なる族称をもつて敬意を表するのであるか、士族にでもしようといふのか。華族は國家に勲功あつて今も現に賜はるのであるが、一体今日如何なる功績によつて士族になり得るんだ。同族融和の主旨をもつと徹底すべし。

◇

士族連のいはゆる「祖先の槍一筋の勲功」とやらも実はその昔おそれ多くも天下の政權を壟断してゐた將軍やその下に齷齪たりし大名等へのそれが殆どである（尤も水戸光圀公の如き少数の例外はあつたが）かようなさむらひ諸君が親譲りの權力階級に生れ合はせてゐたといふまでである、その子孫が他の階級と今日なほ差別を受け恰も特權の如く心得るのは何ら理由がない。（愛媛 石川専市）

祖先に申訳なし

士族として一言す。われ／＼の士族を未来永劫抹消せんか、我々は何の面目あつてか祖先に見えんやといひたい。別にこれがある故に社会に害をおよぼすといふ性質のものでもなく、寧ろこれを抹消したためにわれ等の自覚を少しでも減少するようなことになれば遺憾である。（兵庫、武士の孫）

〔昭和十三年六月二二日『大阪毎日新聞』〕

⑭ 士族抹消是非

抹消反対 われ等の祖先の國家的勲功は「槍一筋の勲功」などと片付けられる

べきものでない、武士階級がいかにも尽忠報國の誠を致したかは日本歴史を見よ。（大阪、村田重幸）▽士族勲功のゆえんは藩版奉還である明治大帝はこれを嘉せられ武士を士族となし給ふ。平民抹消と称せらるる筋にあらず。（金沢、覆面武士）▽明治維新に際し多くの武士は勲章も恩給も貰つてゐない、士族ぐらゐ存しておいてもよいではないか。（秋田、一平民）▽平民として士族を消せとは羨望めいて面白くない。（大阪、神原義達）▽士族も華族も大部分封建時代の名残りに違ひない、廃するなら両者ともにすべきだ、士族階級唯一の精神的誇負を失はしめてまでこれを廃するも他に益ない。（広島、吉田琴雨）

抹消賛成 兵庫の武士の孫氏のいふことは理由は甚だ薄弱、板垣退助伯は華族一代論を主張した。華族然り、況んや意味なき士族の存置をや、直に抹消すべし。（今治、長岡豊明）▽士族抹消論は確固たる論説であるが存置論は祖先の勲功を抽象的に疾呼するのみで何等根拠がない、なぜ平民がいやだ、その考へ方が時代錯誤だ。（大阪、井関三光）▽槍一筋といつても野武士あり、天朝に叛逆したものであり、それが皆士族はをかしい、ある士族は年に数回祭をして「下に／＼」といつて家中で行列の真似をしてゐる、困つたものだ。（大阪、小森栄治）▽兵庫の武士の孫よ「士族を抹消すれば自覚を減少する」とは情けない士族やな。（京都、平民武士）▽士族を残して同族融和はをかしい、司法省の考へがわからぬ士族階級の反対でこんなぬえ的な事になつたのだから。（京都、東郷生）▽我國は神、君、民何れも神聖なる構成要素である、各要素内において差別は断じて皇國精神異端である、かかる精神より士族、平民を抹消して一律に日本臣民でよい。（山口、島田為三郎）||士族抹消是非はこれで打切ります

〔昭和十三年六月二六日『大阪毎日新聞』〕

（平成五年九月二三日稿）